

小規模多機能型居宅介護・
介護予防小規模多機能型居宅介護

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 月光
小規模多機能施設 たいじゅ

小規模多機能施設たいじゅ 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要支援又は要介護状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することにより要支援・要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域 大分県中津市

事業所名 小規模多機能施設 たいじゅ

指定番号 第 4490300243号

所在地 大分県中津市大字植野 1287 番地 1

管理者の氏名 松原 聖

電話番号 0979-33-1300

FAX番号 0979-33-1110

サービスを提供する地域 大分県中津市内

(2) 登録定員 29名

通所サービスの利用定員 18名

宿泊サービスの利用定員 9名

(3) 営業日 365日

(4) 営業時間 24時間

通いサービス 7時30分 ～ 19時

宿泊サービス 17時 ～ 9時

訪問サービス 24時間

(5) 事業所の従業者体制

	職務の内容	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	合計
管理者	業務の一元的な管理		1名		1名
看護師又は 准看護師	心身の健康管理 口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理		2名		2名
介護支援 専門員	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成等		1名		1名
介護職員	介護業務	4名		1名	5名
計		4名	4名	1名	9名

(6) 設備の概要

○ 宿泊室 9 室

利用者の居室は、個室(定員1名)とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。

○ 食 堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

なお、居間、食堂は同一場所としています。

○ 浴 室

浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽を設けます。

○ その他の設備

設備としてその他に、台所等の設備を設けます。

3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

また、緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応として、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用を行います。

小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- ・ 通いサービス…事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 訪問サービス…利用者宅を訪問し、安否確認、服薬確認、食事(配食含む)排泄、起床・就寝介助、通い準備等、日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 宿泊サービス…事業所にて宿泊し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4. 利用料金

小規模多機能型居宅介護の利用料金は、一般的な介護保険サービス(利用した回数分だけ費用がかかる「出来高払い」とは異なり、1 ヶ月あたりの「月額包括報酬(定額制)」です。登録を行った日から月単位で利用料が発生し、通所・訪問回数にかかわらず定額です。

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金(1 か月当たり)

介護区分	利用料	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	34,500円(3,450単位)	3,450 円	6,900 円	10,350円
要支援 2	69,720円(6,972単位)	6,972 円	13,994 円	20,916円
要介護 1	104,580円(10,458単位)	10,458 円	20,916 円	31,374円
要介護 2	153,700円(15,370単位)	15,370 円	30,740 円	46,110円
要介護 3	223,590円(22,359単位)	22,359 円	44,718 円	67,077円
要介護 4	246,770円(24,677単位)	24,677 円	49,354 円	74,031円
要介護 5	272,090円(27,209単位)	27,209 円	54,418 円	81,627円

※月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利用料となります。

(2) 短期利用居宅介護費について

※宿泊室に空床がある場合には、登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

※利用開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間となります。

短期利用居宅介護費(1日当たり)

介護区分	利用料	利用者負担額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	4,240 円(424 単位)	424 円	848 円	1,272 円
要支援 2	5,310 円(531 単位)	531 円	1,062 円	1,593 円

要介護 1	5,720 円(572 単位)	572 円	1,144 円	1,716 円
要介護 2	6,400 円(640 単位)	640 円	1,280 円	1,920 円
要介護 3	7,090 円(709 単位)	709 円	1,418 円	2,127 円
要介護 4	7,770 円(777 単位)	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 5	8,430 円(843 単位)	843 円	1,686 円	2,529 円

- (3) 初期加算 30 単位／日(30 円)
(4) 訪問体制強化加算 1000 単位／月(1000 円)
(5) 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ 1200 単位／月(1200 円)
(6) 看取り連携体制加算 64 単位／日(64 円)
(死亡日から死亡日前 30 日以下まで)
(7) 認知症加算Ⅲ 760 単位／月(760 円)
認知症加算Ⅳ 460 単位／月(460 円)
(8) 看護職員配置加算Ⅰ 900 単位／月(900 円)
看護職員配置加算Ⅱ 700 単位／月(700 円)
(9) サービス提供体制強化加算Ⅱ 640 単位／月(640 円)
(10) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位／月(100 円)
(11) 口腔・栄養スクリーニング加算 20 単位／回(6 か月に 1 回を限度とする。)
(12) 若年性認知症利用者受入加算 800 単位／月(要支援の場合:450 単位／月)
(13) 介護職員等処遇改善加算Ⅱイ 所定単位数×16.8%(加算率)=加算額
※所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数

□ その他の費用

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎・訪問
サービスに要する費用:走行距離1kmにつき 50 円
(2) 食事の提供に要する費用 朝食(400 円)
昼食(550 円)
夕食(550 円)
(3) 宿泊に要する費用 2,000 円(一泊)
(4) おむつ代 実費
(5) 日用品・嗜好品 実費

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者またはその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
② 事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

感染症や災害発生時においてもサービスを継続するための「業務継続計画(BCP)」を策定し、必要な措置を講じます。また、定期的に研修・訓練を講じ職員へ周知いたします。

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、退職後においても同様です。

10. 利用者の尊厳・虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、対策検討委員会の設置、指針の整備、研修の実施等の措置を講じます。また、利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。また、身体拘束委員会を設置し、定期的な研修を行う。身体拘束委員会は指針に則り運営いたします。

12. 苦情相談窓口

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

管理者 松原 聖	電話番号 0979-33-1300
施設長 堀 悟	FAX 0979-33-1110
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

② 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

中津市役所 介護長寿課	電話番号 0979-22-1111
大分県国民健康保険団体連合会	電話番号 097-534-8470
大分県社会福祉協議会	電話番号 097-558-0300

13. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

ふるかわメディカルクリニック	住所：中津市豊田町 6 番 4
	電話：0979-24-4160
田中医院	住所：中津市植野 107 番地の 1
	電話：0979-32-8567
のぞみ歯科三光訪問診療所	住所：中津市大字加来 2283 番地 67
	電話：0979-64-6300

☐ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

14. 損害賠償について

施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者様に故意又は過失が認められた場合には、利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

重要事項説明確認書(同意書)

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護および、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、「小規模多機能施設たいじゅ」重要事項説明書(2026/04/01 版)に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 管理者

氏 名 松原 聖 ⑩

小規模多機能施設 たいじゅ 御 中

私は、「小規模多機能施設 たいじゅ」重要事項説明書(2026/04/01 版)に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護および、介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名 ⑩

利用者家族住所

氏 名 ⑩

重要事項説明書は、厚生省令第37条(平成 11 年 3 月 31 日)第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。
